特定非営利活動法人地域家族しんちゃんハウス 理事長 館合 みち子 様

大和市長 大木



大和市寄附金税額控除の対象となる特定非営利活動法人の条例指定に係る申出の結果について(通知)

平成28年7月29日付で貴法人からあった大和市寄附金税額控除の対象となる特定非営利活動法人の条例指定に係る申出について、地方税法第314条の7第1項第4号に規定する寄附金を受け入れる特定非営利活動法人(市指定NPO法人)として、次のとおり大和市市税条例で指定したので通知します。

1 特定非営利活動法人の名称:特定非営利活動法人地域家族しんちゃんハウス

2 主たる事務所の所在地 : 大和市南林間七丁目1番15号

3 指定の効力が生じた日 : 平成28年12月28日

4 寄附金税額控除の対象となる寄附金の受領期間: 平成28年1月1日から平成33年12月31日まで (期間終了後引き続き指定を受けようとするときは、更新の申出が必要です。)

【添付書類】

- ・(資料1) 大和市市税条例の一部を改正する条例(公布文写し)
- ・(資料2) 市指定 NPO 法人が行う事務・手続等について
- ・(資料3) 大和市寄附金税額控除の対象となる特定非営利活動法人の条例指定に係る申出の資格、手続等を定める規則(平成24年大和市規則第70号)
- ・(資料4) 大和市指定 NPO 法人制度指定申出の手引き

事務担当:市民経済部 市民活動課

協働・ボランティア・県人会・市民活動支援担当

住 所: 〒242-0001

大和市下鶴間一丁目1番1号

(市役所本庁舎1階)

電 話:046-260-5103

受 付:平日8:30~17:15